

第二百一回国会 衆議院 地方創生に関する特別委員会議録 第八号

令和二年五月二十日(水曜日) 午前九時開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 池田 道孝君

理事 今枝宗一郎君

理事 谷川 弥一君

理事 白石 洋一君

理事 上野 宏史君

金子万寿夫君

小林 茂樹君

高村 正大君

佐藤 明男君

田畑 裕明君

谷川 とむ君

長坂 康正君

藤原 崇君

松野 博一君

関 健一郎君

広田 一君

松平 浩一君

山川百合子君

鰐淵 洋子君

藤田 文武君

内閣府副大臣 大塚 拓君

文部科学副大臣 上野 通子君

厚生労働副大臣 橋本 岳君

経済産業副大臣 牧原 秀樹君

内閣府大臣政務官 藤原 崇君

総務大臣政務官 齋藤 洋明君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 長谷川周夫君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 菅家 秀人君

政府参考人 (内閣府地方分権改革推進室次長) 宮地 俊明君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 森 源二君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 佐藤啓太郎君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 稲岡 伸哉君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長) 赤松 俊彦君

政府参考人 (国税庁徴収部長) 新井 智男君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 矢野 和彦君

政府参考人 (文化庁審議官) 杉浦 久弘君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房年金管理審議官) 日原 知己君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 辺見 聡君

政府参考人 (林野庁森林整備部長) 小坂善太郎君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 渡邊 政嘉君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 山西雅一郎君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 内田 欽也君

政府参考人 (国土交通省鉄道局長) 寺田 吉道君

本日の会議に付した案件 政府参考人出頭要求に関する件

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第三二号)

○山口委員長 これより会議を開きます。内閣提出、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長、内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅家秀人君、内閣府地方分権改革推進室次長宮地俊明君、総務省大臣官房審議官森源二君、総務省大臣官房審議官佐藤啓太郎君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉君、総務省自治行政局選挙部長赤松俊彦君、国税庁徴収部長新井智男君、文部科学省大臣官房審議官矢野和彦君、文化庁審議官杉浦久弘君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官日原知己君、厚生労働省大臣官房審議官辺見聡君、林野庁森林整備部長小坂善太郎君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房審議官山西雅一郎君、国土交通省大臣官房審議官内田欽也君、国土交通省鉄道局長寺田吉道君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、順次これを許します。榎屋敬悟君。

○榎屋委員 おはようございます。公明党の榎屋敬悟でございます。冒頭、質問に立たせていただきました。この委員会最後の問いましようか、二つ目の法律というところでございまして、大事な法案の審査に当たりまして、自民党の先生方に我々公明党にお時間を与えていただいたことを感謝をしながら、質問をしたいと思っております。

まず、法案につきまして二つほど議論し、その上で、コロナ対策、どうしても、今こっちは重要な話でありますから、この点も何点か大臣とも議論させていただきたいと思っております。地方分権改革、既に、平成五年の衆参の決議以来二十五年を経てきたわけでありまして、この二十五年というのは私が国会に来てからちょうどそのぐらいでありまして、この間、機関委任事務の廃止であったり、国の関与のルールの創設でありましたり、あるいは事務の権限移譲、義務づけ、枠づけの見直しなど行われてきたというふうな承知をしております。近年では、特に、まち・ひと・しごと創生というところで総合戦略、これも新たなファクトとして地方分権改革の新たな視点も盛り込まれていて、このように理解をしているわけでありまして、今回の第十次の一括法、十本の法律がございます。権限移譲物が一本と、それから義務づけ、枠づけの見直しが九本ということでございます。

最初に確認をしたいと思っておりますが、令和元年の地方からの提案につきまして、市区町村からの提案が大変ふえたとも聞いているわけでありまして、

を行うのは、株式会社や有限会社、合名会社、合資会社だけじゃない、一般社団法人も事業を行っている。ですから、こういうところは配当なしでやっていこうと。そこもコロナで影響を受けて、制度融資を受けたいと。私のところに相談に来た方は、セーフティネット融資を受けたいと言ったんだけれども、一般社団法人はだめですというふうに断られて、それで終わりになったということなんです。

この制度融資というのは、一般社団法人というのはだめなんですか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

一般社団法人につきましては、収益事業を資金目途とする限りにつきましては、日本政策金融公庫の融資対象としております。要件を満たす場合、実質無利子無担保融資の対象になります。

他方、経済産業省における支援策パンフレットにおいては、事業を行う一般社団法人も日本政策金融公庫の利用が可能である旨記載がされていなかったことから、今後、パンフレットの改訂も含めて、利用対象者に含まれることにつき、周知に努めてまいりたいと考えております。

○白石委員 そうですね。一般社団法人の方や一般の方にとっては、制度融資は全部同じものと見えています。一つのところで、先ほど、おっしゃった、信用保証協会のところで断られたら全てだめなんだというふうに思ってしまう。

先ほどの答弁でもありました、日本公庫はオーケーということなんですけれども、日本公庫の中でも、国民生活事業はオーケーで、片や中小事業のところはだめなんですか。このことも一般の方はわかりやうがない。だから、一般社団法人もオーケーのところはここに明記していただいて、一つのところでだめでも、よく見てみたら、自分も行けるところを探して、そしてたどり着けるようにしておいていただきたいと思えます。

次に、今回の分権一括法の中の一つ、市町村が森林の土地の所有者に係る調査をする際に、固定資産課税台帳も使えるということについてお伺い

したいと思えます。

まず登記簿があつて、登記簿から固定資産台帳があつて、一方、登記簿からもう一つの派生として、林地台帳が近年スタートしたということだと思ふんですけれども、そして、その林地台帳の方は新たな所有者情報が入るようになってきている。林地台帳は大事ですけれども、この林地台帳をもっと正確なものにしていくという営みは続けていたいただきたいんですけれども、固定資産課税台帳に今回は情報が入るようになった。これで大体網羅しているわけですか。

○小坂政府参考人 お答えいたします。

森林の土地の所有者情報が記載される法定の台帳等につきましては、我が方の林地台帳、さらには登記簿、固定資産課税台帳といったものがござい

ます。林地台帳の整備に当たりましては、登記簿の情報、さらには固定資産課税台帳の情報、それを生かして、さらには林野庁の森林法に基づく届出情報、そういうものを総合的に林地台帳に盛り込んで整備しているところでございます。

現状を申し上げますと、固定資産課税台帳の森林の土地の所有者情報のうち、平成二十四年度以降、新たに森林の土地の所有者になった者の情報は今活用できますけれども、それ以前のもの活用できない実態になっております。

それを今回、森林法の改正によりまして、市町村が林地台帳の整備のために調査する、そういう規定を設けたことを受けて、固定資産課税台帳に記載された全ての森林の土地の所有者情報の内部利用が可能になるということになりますので、今回の措置によって、乖離なく全ての情報が林地台帳で活用することができるといったことでございます。

○白石委員 これで大体、行政機関が持っている所有者情報というのは全部林地台帳に反映されるようになるとい確認できました。

登記簿の方は、やはり登記しない方が多いので、それがどんどんちよと実態から離れていっ

てしまっている。でも、大臣、地方の森林というのはいくら荒れているところも見受けられます。荒れているから整備してほしい、でも、その所有者がわからないという状況があります。やはり、森林を荒れさせないための基礎的な情報というのは所有者情報だと思ふんですけれども、この整備、そしてこれからの方向性、誰が管理するのかということも含めて、どのように御所見をお持ちでしょうか。

○北村国務大臣 所有者不明土地についての問題は、委員御指摘のとおり、公共事業の用地取得や農地の集約化、あるいは森林の適正な管理、あるいは民間の土地取引といったさまざまな分野で問題となっていることを認識しております。

政府におきましては、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議のもとで工程表を策定いたし、期限を区切った、計画的に対策を推進してきています。

所有者不明土地の活用促進は、委員御指摘のようになります。土地の荒廃を防ぎ、地方を守ることに重要なものとして、地方創生の観点からも極めて重要と考えております。政府全体として取り組むべき重要な課題であると認識しておりますので、今後とも、御理解の上、応援をしていただければと思います。

○白石委員 時間が来ましたので、これで終わります。

○山口委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。第十次地方分権一括法案について質疑をさせていただきます。

これまで九次の一括法案につきまして、我が党は、社会保障分野の施設設置管理の基準や、保育所及び高齢者、障害者施設等の人員配置基準など、国が責任を持つべき最低基準を、地方からの要望を提案として吸い上げ、規制緩和を繰り返す改正内容には反対してきました。また、本来は各府省所管の個別法の改正で措置すべき内容を、一括法に紛れ込ませて改正するやり方も批判してき

たところであります。

ただ、今回の法案につきましては、ほとんどが事務手続の簡素化や事務負担の軽減を内容とするものでありまして、国民の権利や安全に関する基準や規制を改善するものではありませんので、賛成したいと思えます。

その上で、本法案には、生活保護費返還金等に係る収納事務についてコンビニ納付を可能とするなど、三つの生活保護法の改正が含まれております。いずれも必要な措置だと考えております。

その上で、新型コロナウイルスの感染拡大が広がるもとで、営業や雇用に影響が生まれ、生活に困難を来し、生活保護の申請件数も今ふえていると思われまが、厚生労働省として、この生活保護の申請件数についてどのように把握されているでしょうか。

○辺見政府参考人 お答えを申し上げます。

生活保護の動向につきましては、毎月公表しておりますが、直近の二月の結果を申し上げます。生活保護受給者数及び生活保護受給者世帯数ともに前年同月と比べて減少し、引き続き減少傾向にあり特段の変化は見られていないという状況にはあります。

一方で、直近の大まかな情報を把握する必要がありますので、幾つかの自治体に生活保護の申請の状況を聞いてみております。そうしましたところ、申請がふえてきているという自治体もあるというふうな承知をしているところでございます。

○清水委員 申請がふえている自治体があるということでありませう。

厚生労働省は、四月七日に、新型コロナウイルス感染拡大防止のための生活保護業務等における対応についてという事務連絡を地方自治体の生活保護担当課へ発出しました。また、その後、五月八日にも、緊急事態宣言の期間延長を踏まえた生活保護業務等における留意点についてというのを発出されておられます。

これらの意図とその内容について、簡潔にお答

えいただけますでしょうか。

○辺見政府参考人 生活保護につきましては、必要な方に確実に速やかに保護を実施することが重要でございます。このため、緊急事態宣言が発出されるという状況におきまして、四月七日には、生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項につきまして、福祉事務所に對して事務連絡を発出したところでございます。

また、五月の事務連絡についてもお尋ねがございました。五月八日の事務連絡につきましては、今申し上げました四月七日付の事務連絡の趣旨が徹底されていない事例があるとの指摘があったことを踏まえまして、申請権を侵害することなく適切に対応することを改めて依頼するとともに、各福祉事務所の指導監督の権限を持つ都道府県において、不適切な対応を把握した場合には指導することを依頼したところでございます。

○清水委員 今お答えいただいたところであります。生活保護の申請権を侵害する行為は、保護の申請権が侵害されないこと、また侵害していると思われるような行為も慎むこと、というところが四月七日の事務連絡に書かれております。重要なことは、五月八日には再度、そうしたことも現場では見受けられるので、再度対応を徹底し、そうしたことがあれば指導するようにと、出されたものだというふうにお答えがございました。

それで、NPO法人のしんぐるまざあず・ふぉーらむ、この赤石理事長のお話によりまして、新型コロナウイルス感染拡大のもとで相談が急増しているということなんです。三月以降、仕事に行けないという人が多く、収入が激減し、食べるものにも事欠くという状況だ。この団体が、実はこうした方々にお米やお米券をお届けしたそうなんです。大変喜ばれたと。そうした方々からこのような返答があったというんですね。雑炊でなくてお米が食べられていいねとか、ある

いは、この間は川岸で野草をとって食べていたと。本当かなと思うような深刻な実態がお礼とにも寄せられたということですから、非常に深刻だと思っております。

今御説明いただいた厚労省の通達、事務連絡ですが、ここまで急激に暮らしが悪化した一人親家庭、深刻だと思っております。一時的に今生活保護を申請したいという際に、従来と比べても速やかに対応していただくという趣旨であるということ、厚労省の橋本副大臣に御答弁いただきたいと思っております。

○橋本副大臣 お答えをいたします。四月七日の通達、それから五月八日の通知、それぞれ出ておまして、趣旨はもう御説明をいただいた、あるいは答弁をしたとおりでございます。やはり、今回の新型コロナウイルスの感染の影響によりまして、経済に、あるいは個々の方々の暮らしに大変な影響が出ていることは大変我々も重く受けとめておるところでございます。申請権を侵害をしない、あるいは侵害を疑われるような行為も厳に慎むべきである、また、その相談の中において、やはり感染症の拡大という局面にありますから、いたずらに長くいろいろなことを聞くというよりも、必要なことを聞く、お伺いをしてきちんと決定をする、そうしたことに取り組んでほしい、こういうことで通達を出させていただきました。

引き続き、そうした申請に對しましてきちんと対応していくように取り組んでまいりたいと考えております。

○清水委員 ありがとうございます。離婚した女性、一人親家庭の場合、申請のときには扶養届出書というのが例えば元配偶者とかあるいは親族に發送される、そのことで居場所が知られるのではないかと、あるいは自分が保護を受けるということについてステイグマを感じているとか、そうした方々が申請をためらうとい

うケースもあると思うんですね。今、橋本副大臣からは、こういった状況のもとです。できるだけ迅速に、そして聞き取り内容も簡便にということでありましたので、そうしたことがあるということもぜひお知りおきたいので、今言った、ためらわなければならぬ要因等についても今後検討していただきたい、柔軟に対応していただきたいと思っております。

それで、ちょっと確認だけしておきたいんですけども、例えば、今、雇用が失われるとか、派遣切りとかいうこともございます。それで、もともと被保護者の親のもとに、仕事を失った、あるいは首を切られた、そういう御息が実家に戻りますが、その際、世帯として保護を申請するわけなんです。その戻ってきた息子さん、自動車を保有しているということ、窓口で自動車の処分を申請の条件にされたという事例を私は伺っております。

まとめてお答えをいただければいいんですけども、今、本当に、飲食店の方、あるいはカラオケですと、三密を避けるために閉古島、あるいは休業要請で売上げがゼロ、こうした方々が一時的に生活保護を申し込む場合です。しかし、いずれ解除されて、また営業が再開できるという見通しになれば営業を続けたい、こういう方々の店舗とかあるいはカラオケ機器とか、こうしたものについてやはり処分の対象になるのかという問合せも寄せられておられますので、この事務連絡の内容に沿って、対応について説明いただければありがたいのですが、厚労省、いかがでしょうか。

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。被保護者の世帯の状況については、さまざまでございます。具体的なことについては一概に申し上げることは難しいところでございますけれども、事業用の家屋ですとか事業用品について、処分価値が利用価値に比べて著しく大きいものでなければ保有を認めているところがございます。また、自動車につきましては、地域の事情により、通勤用として利用する場合などには保有を認めて

いるところがございます。こうしたことにつきまして、四月七日に発出した事務連絡においては、現下の状況において一時的な収入減少により保護が必要となる方について、今般の事態の収束後、スムーズに就労再開できるように、通勤用自動車ですとか自営業に必要な資産の保有を柔軟に取り扱うよう改めて周知しているところでございます。

○清水委員 ぜひお願いしたいと思います。四月七日の事務連絡では、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間中の生活保護業務の取扱いについて都道府県に要請しているわけですが、報道によりますと、あす以降、大阪、兵庫、京都については宣言解除の調整に入ったというふうにも伺っております。仮に緊急事態宣言が解除されたとしても、引き続きコロナの影響を受けてしまう業種の方、いらっしゃると思うんですね。やはり経済が回復するまで、引き続きこの事務連絡と同様の措置を行うことを、これは自治体の判断でございましてよろしいでしょうか。

○橋本副大臣 お答えをいたします。感染状況に際して緊急事態宣言が解除を既にされている地域もございまして。まあ、ちょっと、あすどうなるかということはまだあしたになってみないとわかりませんが、こうした地域におきましても、引き続き感染防止の取組が必要でございます。直ちに、宣言が解除されたからといって、その経済活動あるいは雇用などの状況がもとに戻るといった話でもないだろうというふうにも思っております。

現下の状況におきまして、緊急事態宣言が終了した後も状況に応じて弾力的な運用を行うことが必要と考えておまして、これは、四月七日の事務連絡につきまして先ほど御指摘いただきましたけれども、その後、なおということ、その他の区域及び期間においても、組織的な判断のもと、同様に取り扱っていただいても差し支えありませんということ、弾力的な運用について、解除されたからといって直ちにやめなさいというこ

とではなくて、きちんと組織的な判断のもとで続けるということも差し支えないと示しております。

やはり、先ほど答弁申し上げましたが、生活保護の申請があふえている、あるいはお話もありましたようなこともあったかと思いますが、引き続ききちんと感染防止に留意しつつ、速やかな保護決定が行われる、必要な方に保護決定が行われるようにしっかりと取り組んでまいりたい、このように考えております。

○清水委員 生活保護は、本当に、権利であり、最後のセーフティネットということであり、その役割を十分に果たしていただきたいということもお願いしておきたいと思っております。

橋本岳副大臣と厚労省への質問は以上でございますので、御退席いただいても構いません。

○山口委員 次いで、十万円の特定期額給付金について質問します。

生活保護を受けている方からは、この給付金が収入認定されずに、大変歓迎されております。自分たちがもらえるとは思わなかったということで、大変喜ばれているんですね。同時に、申請する際の本人確認をどうするのか、この書類についての相談も多数寄せられているところでございます。

生活保護を受けておられる方々がこの十万円の特定期額給付金を申請する際に何を提示すればいいのか、教えていただけますか。

○森政府参考人 お答えを申し上げます。

特定期額給付金の申請手続におきましては、成り済まし防止等の観点から、郵送申請の場合に、本人確認書類の写しを申請書に添付していただいで郵送いただくということになります。

その際の本人確認書類といたしまして、総務省が地方団体の方にお示しをしております特定期額給付金給付事業実施要領におきましては、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証及び年金手帳等の写しなどを例示しているところでござい

ます。

ただ、こういったものをお持ちでないようなケースということでございますので、そのほかにも、住民票の写しなどの交付の請求の際に求められる本人確認の方法の例によりまして、具体的に生活保護受給者の方につきましては生活保護受給者証によるということも可能でございます。

○清水委員 ちょっともう一点確認したいんですけど、大阪府のある自治体では、例えば住民票の写しを取り寄せる場合、生活保護受給者証の場合、それ以外にもう一点自分を証明するものをというところで二点求めている場合もあるんですが、今のお答えでいいますと、生活保護受給者証として差し支えないということでも本人確認と

うか。そういう趣旨だと思っております。

○森政府参考人 本人確認につきましては、これは一応、最終的には市町村長が本人だということ、一点と認めるということでございますので、一点ということでもその部分が確認できるということでございます。それで大丈夫かと存じます。

○清水委員 生活保護受給者の方の中には申請書の書き方がわからないという方もおられます。自治体では、生活保護受給者の方の口座番号については把握されておられますので、例えば、熊本市というところなんですが、ここは職員の方が生活保護受給者の方に申請の意思を確認し、保護費の振り込み口座にそのまま入金するという方法をとっているんです。

これについて斎藤総務大臣政務官に質問したいんですが、そのことを御存じかどうかということ、全国の自治体も給付金の手続に非常に忙殺されているわけでありまして、現場の事務手続を省略し、仕事を減らすということにもなると思

うんです。こういう取組が広がることに差し支えないのかということについて御答弁いただけますでしょうか。

○斎藤大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、熊本市の取組を知っているかということですが、事務方から聞いております。

熊本市の取組につきましては、事務処理の簡素化、おっしゃるとおりの御趣旨で、生活保護受給世帯に対して、生活保護世帯構成と住民基本台帳上の世帯構成が同一であったり、かつ保護費の振り込み口座の名義人と給付金申請者が同一の場合には、ケースワーカーによる電話での申請の意思確認によりまして申請が行われたものとする特例的な取扱いをしようとしておられるものと承知をしております。

申請の意思確認に際しましては、日ごろから定期的な連絡を行っております担当ケースワーカーが行うことによりまして、本人であることを確認の上、誤認等がないように努めているということでありまして、ケースワーカーへの特定期額給付金の申請手続の委任が行われているわけでもございませんし、また、電話の聞き取りのみでは御本人の御意思が明確に記録として残らないという問題もございまして、ですので、別途、申請書に署名又は記名、押印をいただくことによりまして本人の意思を残していただくことが必要であると考えております。

○清水委員 そうした取組が、本人確認さえできれば、こうしたことが広がるということについては差し支えないということだと思っております。確かに本人確認というのは必要ですから、それをした上で、こうした簡便な手続については広げていただきたいと思っております。先ほど、本人確認の書類についても、やはり自治体間だけではなく、当事者の方々に周知していくということについても要望しておきたいと思っております。

最後に、この問題で、いわゆるホームレスと呼ばれる路上生活者の方々の特定期額給付金の周知に

関して質問したいと思います。

これは四月二十八日に、ホームレスの方への特定期額給付金の周知に関する協力依頼というものが総務省より発出をされております。趣旨と目的につ

いては、ホームレスの方々の給付金の周知とそれを支援するためだということふうに説明を受けました。

また、特定期額給付金の事業概要を見ると、ことしの四月二十七日までに住民登録をされている方というふう

に規定されているわけですが、これも総務省に確認しますと、今住民登録がない方でも、住民登録をしていただいたら、四月二十八日以降であっても特定期額給付金の対象となるということについても確認をさせていただいたところでござい

ます。

その上で伺いたいというふうに思うんですが、大阪の野宿者の支援団体からは、住民票がなくとも給付金を支給してほしいという要望が出されております。決まった住所を持たず日雇労働で働く人たちが、新型コロナウイルスの影響で仕事がなく

なっています。こうした方々が、例えば、支援センターであるとかボランティア団体の住所を住所として登録した場合、定額給付金を支給するという

ことを自治体が判断しても構わないということでしょうか。

○斎藤大臣政務官 お答えいたします。

四月二十八日付の事務連絡におきまして、ホームレスの方で、基準日でありまして四月二十七日に住民登録がない方であっても、現に居住している市区町村におきまして住民登録の手続を行い住民票が作成されれば給付金の対象となることにつきまして、ホームレス等の方々に対しましてしっかりと周知をすることをお願いいたしました。この事務連絡の趣旨にのっとりまして対応してまいりたいと考えております。

○清水委員 住民登録するにも、例えば自治体が住民登録させてくれないという場合もあると思うんです。この事務連絡を見ましたら、市町村の判断ということになってい

るんです。実際、路上生活されている方、収入があるときだけドヤに泊まる方、簡易宿泊所に泊まる方、こういう方々はその簡易宿泊所を住所とすることができま

せん。また、自立支援センターに実際に住んでいくという要件がなければ、これは市町村に対して住民登録してもらえないんですよね。

そういう点では、住民票がとれない、住民登録ができないという路上生活者の方々にどう特別定額給付金からこぼれ落ちないように支えていくのか、支援していくのかということが今喫緊の課題だというふうに思っています。

先ほど、私、質疑を聞いていまして、住民票がなくても地方選挙に出られるという答弁がありまして、だったら、住民票がなくても本人確認さえすれば、あるいは二重支払いを防止するという手法さえあれば、こうした路上生活者の方々にも、やはり国民一致団結しようと言っている、そういう意味合いでの特別定額給付金ですから、これが給付できるという方法をぜひ検討していただきたいんですが、政務官、いかがでしょうか。

山口委員長 もう時間が過ぎていきますので、簡潔にお願いします。

斎藤大臣政務官 先ほどお話ししました事務連絡の趣旨は、市区町村が自立支援センターやホームレス支援団体とも連携をしてホームレスの支援を行っていただきたいということであります。現に居住している市区町村と認めていただけるように必要な支援が行われるように、総務省としても取り組んでまいりたいと考えております。

清水委員 時間が来ましたので終わります。ありがとうございます。

山口委員長 次に、藤田文武君。

藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。

きょうは冒頭、地方創生臨時交付金について質問したいと思います。

補正予算で一兆円が確保されました、自治体に幅広く分配されたわけですが、まず冒頭、分配されるに当たっての計算根拠、どのような計算に基づいて分配されたか、これをお聞かせいただけますか。

長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、補正予算成立後、直ちに制度内容や交付限度額につきまして各自自治体に周知したところでございます。

今回の第一次の交付限度額の算定方法につきましては、今回の配分は一兆円のうち地方単独事業分として約七千億円を配分したものでございまして、感染防止対策については、都道府県が担う役割を踏まえて都道府県と市町村の割合を二対一で配分し、人口、新型コロナウイルスの感染状況、財政力等を加味して、個々の自治体に対する交付限度額を決定したものでございます。

なお、国庫補助事業の地方負担分等に相当する交付限度額につきましては、各府省の執行状況を踏まえまして、今後、別途通知することとしていくところでございます。

藤田委員 ありがとうございます。

レクの際にも計算根拠はいろいろ細かく教えていただいたんですが、大枠でいうと、割合幅広く全ての自治体を対象としてばらまくと。これは一回目としては、私は全否定するものではなくて、スピードの観点から何らかの形で決めないといけないので、いいかと思うんですが、やはり第二弾、今、第二次補正予算でも検討されておりまして、ちよつと考えていただきたいのは、傾斜配分をもう少しきつくして、特に都心部、特にいわゆるコロナの影響が長期化したり、又は感染のリスクが非常に高い、たくさん対応を打たないといけない、補償も上増ししないといけないというところにやはり傾斜配分をきつく、特に都心部にしたいいただきたいというのがあります。

都道府県と市町村の二対一の比率というのは第一弾でなされたわけですが、ちよつと現場の自治体の状況の肌感を、私も地元なんかを回って市長さんとかと意見交換するんですが、いわゆる財政力によって、財政規模によって打てる対策というのになかなか制限がかかっている。具体的に言うと、例えば、事業者に対しての、都道府県がやるのに加えて自治体、市町村がプラスアル

フアで例えば二十万円なり三十万円なり事業者に対して協力金をお支払いするというところが結構自治体の中にもあるんですけれども、財政力が小さいところ、人口規模の特に小さいところなんかは、その追加を打てないとなると、どうしても隣接しているところという不満が結構出てくるわけですね。

そういう意味で、そもそも、緊急事態宣言の発令によって都道府県知事に自粛要請だったり、そういうメッセージを放つ権限が移行されて、そこである程度の対策をそれぞれにあわせて打っていくというのが今のそもそもの枠組みになっておりまして、そこから更に再配分するというやり方もありまして、自治体のニーズに合った支援策を考えていくという方が私は合理的じゃないかなというふうに思います。

なので、きょう意見として申し上げたいのは、傾斜配分をもう少しきつくして、都心部に特に注力すべきじゃないかと思いますが、政府の見解はいかがでしょうか。

藤原大臣政務官 自治体ごとの交付限度額につきましては、人口、感染状況、財政力などに基づきまして第一次の臨時交付金につきましては決定をしたところでありますが、感染者数が多く、その対策に迫られている大都市の自治体を含めさまざまな地域がある中で、多くの自治体から、金額を更にふやしてほしいといった声が寄せられております。

第二次補正予算における本臨時交付金の取扱いにつきましては、先ほど委員御指摘の都道府県と市町村の配分割合を含めて、今後、地域の声や実情をしっかりと見きわめながら、その扱いを検討していきたいと考えているところであります。

藤田委員 それぞれ、私も、地元だったり、大阪選出などで大阪の状況なんかを特に注視しているわけなんですけれども、大阪は感染拡大のリスクが非常に高い地域でもありますから、市町村のそれぞれの状況、さまざまだと思うんですよ。

確かに、自治体からすると、少しでもふやしてほしいというのは、これはもうそのとおりだと思うんですけども、限られたお金をどう分配するかという意味では、私は、都道府県にかなり自由裁量で使える資金を注入してあげるといっては必要ないことだというふうに思いますので、ぜひとも政務官、よろしくお願いを申し上げます。

それから、後半は法案の方に入ります。法案の中に、地方議会議員選挙の立候補届についてが盛り込まれております。

これは、立法事実としては、住所要件を満たさない者が当選を得られないことをちゃんと周知するという趣旨で、実際にもそういう事例がありました。これによってしっかりと宣誓内容に、当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれることというのを追加したというのは、これはいいことだとは思いますが、そもそも論としては、地方議会議員選挙のあり方についてはやはりもう少し考えないといけないんじゃないかというふうに思います。

問題意識としては、そもそもこの住所要件というのは、地方議会議員選挙にはありますが、首長選挙にはありません、国会議員にもないというところで、この住所要件については、私はそろそろ考え直さないとけないんじゃないかと。つまり、端的に言うと、外した方がいいんじゃないかというふうに思っています。

というのも、地方議員のなり手の問題というのがずっとさまざま言われておりますが、今、この地方創生委員会で取り組んでいることで、まち・ひと・しごと創生総合戦略にもありますが、今、地方の人口をいかにふやすかということの中に、一つの手法として関係人口という概念が今回盛り込まれております。この関係人口というのは、そこに居住してはなくてもその地域に貢献したり、そこで経済活動を営んでもらったり、半ば行く行くの移住を促していくという足がかりとして盛り込まれてきたという経緯があって、私は、そもそも、その総合戦略の中でそこに目標設定を落